

# 青森県報

第四千三十七号

平成二十七年  
八月二十一日  
(金曜日)

## 目次

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一

右 同……………(同) ……一

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三

## 公 告

換地処分……………(都市計画課) ……三

## 公 安 委 員 会

機械警備業務管理者講習の実施……………(保安課) ……三

## 告 示

青森県告示第六百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社福寿	南津軽郡田舎館村大字堂野前字前川原八の一	訪問介護事業所	黒石市西ヶ丘二七四
医療法人公仁会	上北郡野辺地五〇の野辺地一	訪問看護	ク川上クリニツ
			上北郡野辺地五〇の野辺地一
			平成二七・七一

青森県告示第六百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社福寿	南津軽郡田舎館村大字堂野前字前川原八の一	訪問介護事業所	黒石市西ヶ丘二七四
		訪問介護	所きらら
			平成二七・七一

医療法人公仁会	上北郡野辺地五〇字の野辺地一	介護予防訪問看護	川上クリニツ	上北郡野辺地五〇字の野辺地一	"
---------	----------------	----------	--------	----------------	---

青森県告示第六百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	訪問入浴介護	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	平成二七・五・三

青森県告示第六百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所在地	廃止年月日
	介護予防事業者		介護予防	介護予防事業所		

社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	介護予防訪問入浴介護	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	平成二七・五・三
------------------	-------------------	------------	------------------	-------------------	----------

青森県告示第六百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	訪問入浴介護	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	平成二七・五・三

青森県告示第六百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称		主たる事務所の所在地		介護予防事業の種類	介護予防事業所		廃止年月日
社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会		北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二		介護予防訪問入浴介護	社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会		平成 二七 年 三

青森県告示第六百十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月二十二日から施行する。

平成二十七年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

五所川原支店	を	五所川原市字本町
五所川原支店	に改める。	五所川原市字大町

公 告

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、五所川原市から五所川原都市計画事業大町二丁目地区土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第九十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第十三条において準用する講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十七年八月二十一日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 実施期間及び実施時間  
平成二十七年十月五日（月）から同月八日（木）までの午前九時から午後四時まで

二 実施場所  
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員  
十人（予定）

四 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十七年九月七日（月）から同月十一日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

- 2 受講申込書の受付場所  
青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
- 3 申込方法  
四の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。
- 4 受講申込みの書類  
講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）（一通）
- 5 受講手数料  
受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。
- 五 講習受付時間  
講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 六 その他  
1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。  
2 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 七 受講申込みに関する問合せ先  
1 青森県警察本部生活安全部保安課  
電話〇一七 七二三 四二一一  
2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭